

退職後の石綿検診 手続き資料は会社が作成せよ！

申し入れに対する窓口による会社回答

8月8日、申第3号『石綿に関する健康管理手帳』の交付に関する申し入れ」に対する会社からの窓口による回答がありました。

申第3号

「石綿に関する健康管理手帳」の交付に関する申し入れ

石綿に関する健康診断は退職後も無料で年に2回受診できる。しかし受診するためには「健康管理手帳」を取得しなければならない。この「健康管理手帳」を取得するためには、様々な手続きが必要である。

その手続きに対して会社は、退職前の社員に『石綿作業従事者の「健康管理手帳」交付申請について』の資料を配付し、社員個人に労働局での交付手続きをさせている。

ところで、労働局への交付申請前には、会社による「従事歴証明」の確認が必要で、その確認を取った後に改めて労働局への申請という手順になる。退職前になって「健康管理手帳」を取得するために必要な資料の取得や、提出するための資料作成は、その手順に時間がかかり社員の大きな負担となっている。

したがって社員の負担を軽減させるために、会社が提出資料を作成するなど、「健康管理手帳」の取得が容易にできるようにすべきと考える。

よって下記の通り申し入れるので、すみやかに労使協議を行うこと。

1. 退職後の「石綿に関する特殊健康診断」が年2回無料で受診可能となったのは、平成18年10月、所轄労働局から通達されて以降からであると考えてるが、詳細を明らかにすること。

【回答】

退職者からの申し出があれば、健康管理手帳の交付、手続きについて対応している。健康管理手帳は労働局に申請し、石綿作業に従事したと認定される

と発行され石綿検診に指定された医療機関で年2回の検診を無料で受けることができる。

ちなみに、石綿など特殊検診は平成8年に開始され平成19年に拡大されている。

2. 受診にかかる病院への交通費に関しては個人負担となるのか、事実を明らかにすること。

【回答】

退職者が石綿検診に指定された医療機関において、検診を受診する際の交通費について、会社からの負担は行っていない。

3. 退職後の石綿に関する健康診断は、日本国有鉄道清算事業団から日本鉄道建設公団を経て、鉄道・運輸機構（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構）に継承され対応していると考えますが、これで間違いはないか。

【回答】

退職者の石綿に関する健康診断については、居住地の各都道府県の労働局又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構への申請・認定により健康管理手帳が交付され、無料で健康診断を受けることができる。必要な場合は申請のための従事歴証明書を発行するので申し出をされたい。

4. 退職間際になって『石綿作業従事者の「健康管理手帳」交付申請について』の資料を社員に配付しているが、退職の何日前から配付しているのか明らかにすること。

【回答】

退職手続きの一環として対応をしている。

5. 労働局へ申請するために必要な書類を全て明らかにすること。

【回答】

健康管理手帳の交付申請に必要な書類は、以下の通りである。

「健康管理手帳交付申請書」「従事歴申告書」「従事歴証明書」「履歴証明願

い」「国鉄在職時における職務内容自認書」

なお、「履歴証明願い」、「国鉄在職時における職務内容自認書」については国鉄において石綿に従事した場合にのみ必要な書類である。

6. 労働局に申請してから「健康管理手帳」が手元に届くまでにどれぐらいの期間がかかっているのか、事実を調査し明らかにすること。

【回答】

労働局の対応についてであり、会社は関知しない。

7. 会社内に「石綿に関する特殊健康診断」を受診している社員は何名いるのか。各事業本部、支社毎の人数を明らかにすること。

【回答】

石綿に関する特殊健康診断の受検者数は約1,500名である。その内訳については明らかにする考えはない。

8. 退職後も継続して石綿に関する特殊健康診断の受診を希望して申請した社員は何名いるのか。各事業本部、支社毎の人数を明らかにすること。

【回答】

健康管理手帳申請に必要な従事歴証明を求めた社員数は、昨年度10名程度である。その内訳について明らかにする考えはない。

9. 退職前になって、申請に必要な国鉄時代の職歴や経歴の資料をまとめるのはかなりの負担である。退職後も継続して受診希望する社員については、労働局へ申請する資料を会社が作成すること。

【回答】そのような考えはない

会社：申し入れの主旨はどういうことなのか。

組合：OBの方から、手続きに関して資料を作成するのに、とても苦労している聞いている。

会社：聞いてもらえればお手伝いできると思う。

組合：聞いても苦労したから今回の申し入れとなっている。

組合：申請に必要な資料は会社が持っているのだから、9の項にあるように、必要な資料を会社が作成してくれればいい話である。

会社：会社が作成はしないが、聞いてもらえればきちんと対応する。

組合：どこに聞けばいいのか。

会社：退職時の職場になると思う。それか事務統括センター。確認してもらえばいい。

組合：親切丁寧に教えるようにすること。

以 上